R06-07　【リーフ】義務化されました！ 相続登記の申請（農業者向け） 改訂概要

一般社団法人全国農業会議所出版部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 頁 | 項　　　目 | 改訂概要 |
| 1 | 表　題小見出し前　文相続登記申請の義務化の主な留意点　３ 正当な理由がなく登記の申請を怠った場合４ 相続人申告登記の創設 | ・前版「相続登記の申請が義務化されました！」を変更・小見出し「所有者不明土地問題の解決に向けた法律が令和３年４月に成立し、相続登記の申請が義務化されます。」を削除・過去形に変更（義務化されます→義務化されました）・「１０万円以下の過料」の後に「の適用対象」を追加・１行目を「相続人間の合意形成がまとまらないなど速やかに相続登記を申請することができない場合に、自らが相続人であることを申告すれば相続登記の申請義務を果たしたとみなされる」に変更 |
| 2 | 相続登記の必要書類　１　共通して必要な書類相続登記の必要経費農業委員会への届出が必要です | ・亡くなった人の出生から死亡までの戸籍謄本・除籍謄本・改製原戸籍謄本のうち、入手できる場所のカッコ書きを削除（広域交付制度のため）・相続人全員の戸籍謄本に「または抄本」を追加・固定資産評価証明書に「などの固定資産税評価額が分かるもの」を追加・（注）「広域交付制度により本籍地以外の市区町村役場窓口でも戸籍を請求することができます。詳しくはお近くの市区町村役場などへお尋ねください。」を追加・登録免許税の金額に「（相続人以外への遺贈は2％）または、事例によっては免税措置の対象となることはあります。」を追加・必要書類の入手費用の金額に「～」を追加・（注）に「相続登記の代理申請を専門家（司法書士・弁護士）に依頼することもでき、その場合には専門家への報酬（その額は事例等により異なる）が発生します。司法書士にご相談を希望される場合は、下記二次元コードをご参照ください。」を追加（新　設）・「農地等を相続した人は、法務局での相続登記の申請と合わせ、農業委員会へおおむね10カ月以内に届出をしなければなりません（農地法第３条の３）」を追加 |

※）上記の他にも表記等の見直しを行っています。